

兵庫県社会福祉協議会監理団体による外国人技能実習生受け入れ

1. 概要

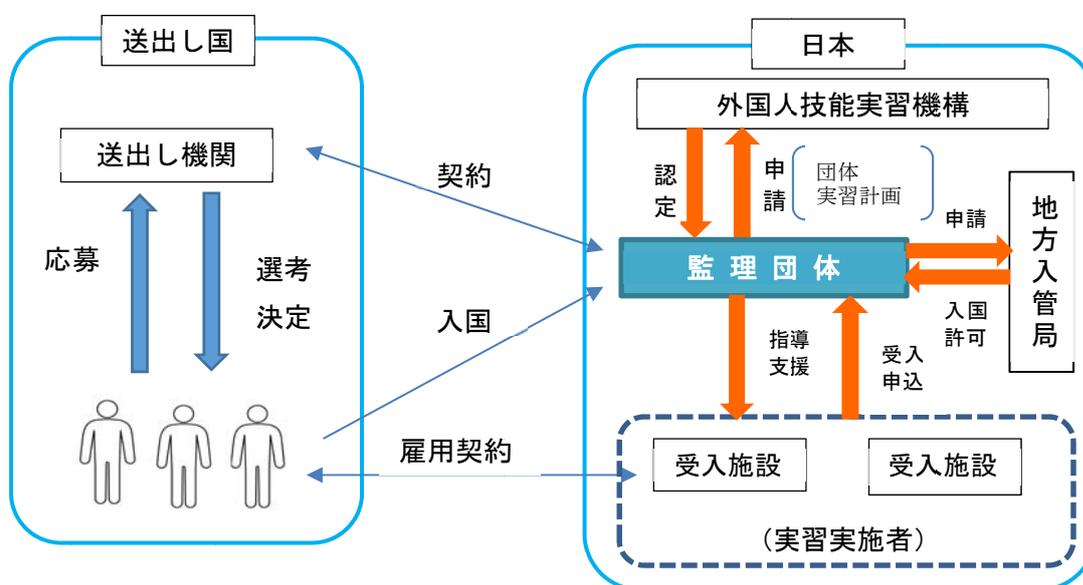
(1) 縣市協調事業

平成 29 年 11 月から対象職種に「介護」が追加された外国人技能実習制度を活用するため、兵庫県社会福祉協議会（県社協）が監理団体（※）となる経費に対する補助を兵庫県とともに実施している。（平成 30 年度～）

※技能実習生を送出す海外の機関と契約し、技能実習生の選定・受入斡旋や入国後研修、実習施設の指導・監査等を行う団体。

※監理団体名称：ひょうご外国人介護実習支援センター

(2) 外国人技能実習制度（団体監理型）のイメージ



2. 送出し国

- ・平成 30 年 3 月に兵庫県が施設対象に外国人技能実習生の受入希望調査を実施、その結果から、県社協監理団体としてベトナムから技能実習生を受け入れることとした。
- ・ベトナム政府は当初、「介護」技能実習の日本語要件の厳しさから原則として送出しを認めていなかったが、その後モデル的な対応として現地送出し機関 6 団体に許可を出したため、県社協としてそのうち 1 社と契約。

3. 受入れ予定施設・人数（予定）

- ・送出し国としてのベトナムの状況や、技能実習受け入れ後の適切な管理のため、当初は限定的に 1 施設 3 名、計 5 施設の受け入れとし、神戸市分はそのうち 2 施設（特養、老健それぞれ 1 施設）。
- ・実習生の受け入れ時期は、実習生選考、ベトナム国内での日本語研修の実施による N 4 レベルへの引き上げ、入国手続き、入国後講習等が必要なため、来年度以降となる。